

	保育所の基準 (国)	小規模保育事業			家庭的保育事業 (5人以下)	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業 (1対1基本)
		A型(6~19人) 保育所分園に近い 類型	B型(6~19人) 中間的な類型	C型(6~10人) 家庭的保育に近い 類型		定員20人以上	定員19人以下	
職員数 【従う】	0歳児 3児童:1職員 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準 +1名	保育所の配置基準 +1名	0~2歳児 3:1 ※補助者置く場合 5:2	0~2歳児 3:1 ※補助者置く場合 5:2	保育所の配置基準	保育所の配置基準 +1名	0~2歳児 1児童:1職員
	◆本市の基準(案)	国の基準どおり	国の基準どおり	児童の安全・安心を 確保するため、職員 数が2名を下らな いことを求める	児童の安全・安心 を確保するため、 職員数が2名を下 らないことを求め る	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり
	牛久市	保育体制が常時2 名を下らないこと を求める	保育体制が常時2 名を下らないこと を求める	保育体制が常時2 名を下らないこと を求める	保育体制が常時2 名を下らないこと を求める	国の基準どおり	保育体制が常時2 名を下らないこと を求める	国の基準どおり
	笠間市	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	職員数は2名を下 らないことを求め る	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり
	常総市	国の基準どおり	国の基準どおり	職員数は2名を下 らないことを求め る	職員数は2名を下 らないことを求め る	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり
	千葉県松戸市	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	複数人で保育す ることを求める	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり
	奈良県奈良市	国の基準どおり	国の基準どおり	複数人で保育す ることを求める	複数人で保育す ることを求める	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり

	保育所の基準 (国)	小規模保育事業			家庭的保育事業 (5人以下)	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業 (1対1基本)
		A型(6~19人) 保育所分園に近い 類型	B型(6~19人) 中間的な類型	C型(6~10人) 家庭的保育に近い 類型		定員20人以上	定員19人以下	
資格 【従う】	保育士 ※保健師又は看護師の特 例有(1名まで)	保育士 ※保育所と同様、特 例を設ける	1/2以上保育士 ※保育所と同様、特 例を設ける ※保育士以外には市 長が行う研修実施	家庭的保育者(+家 庭的保育補助者) ※市長が行う研修を 終了した保育士、保育 士と同等以上の知識 及び経験を有する者 と市長が認めた者	家庭的保育者(+ 家庭的保育補助者) ※市長が行う研修を終 了した保育士、保育士 と同等以上の知識及び 経験を有する者と市長 が認めた者	保育士 ※保健師又は看護師の特 例有(1名まで)	1/2以上保育士 ※保育所と同様、特例を 設ける ※保育士以外には市長が 行う研修実施	家庭的保育者 ※市長が行う研修を終了 した保育士、保育士と同 等以上の知識及び経験を 有する者と市長が認めた 者
	◆本市の基準(案)	国の基準どおり	国の基準どおり	保育の質を確保す るため、家庭的保 育者のうち、1人 は保育士資格を有 する者	保育の質を確保す るため、家庭的保 育者のうち、1人 は保育士資格を有 する者	国の基準どおり	国の基準どおり	保育の質を確保す るため、家庭的保育者 は保育士資格を有す る者
	笠間市	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者のう ち、1人は保育士 資格を有する者	家庭的保育者は、 保育士又は幼稚園 教諭の有資格者	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者は、 保育士又は幼稚園教 諭の有資格者
	つくばみらい市	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者は、 保育士、幼稚園教 諭又は看護師の有 資格者	家庭的保育者は、 保育士、幼稚園教 諭又は看護師の有 資格者	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者は、保 育士、幼稚園教諭又 は看護師の有資格者
	奈良県奈良市	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者は、 保育士資格を有す る者	家庭的保育者は、 保育士資格を有 する者	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者は、保 育士有資格を有する 者
	千葉県松戸市	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者のう ち、1人は保育士 資格を有する者	家庭的保育者は保 育士等一定の資格 を有する者	国の基準どおり	国の基準どおり	家庭的保育者は保育 士等一定の資格を有 する者
	宮城県仙台市	国の基準どおり	保育従事者におけ る保育士の割合は 3分の2以上	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり

	保育所の基準 (国)	小規模保育事業			家庭的保育事業 (5人以下)	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業 (1対1基本)
		A型(6~19人) 保育所分園に近い 類型	B型(6~19人) 中間的な類型	C型(6~10人) 家庭的保育に近い 類型		定員20人以上 ※	定員19人以下	
保育室等 【参酌】	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児 保育室等 1.98㎡/人	0・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0~2歳児 いずれも3.3㎡/人	0・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0~2歳児 いずれも3.3㎡/人
	◆本市の基準(案)	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	乳児室とほふく室を 一の施設で設ける場 合には 3.3㎡/人、 災害対策を県条例の 基準に合わせる	国の基準どおり	国の基準どおり
	笠間市 常総市	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	乳児室とほふく室を 一の施設で設ける場 合には 3.3㎡/人	国の基準どおり	国の基準どおり
	日立市	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	乳児室とほふく室を 一の施設で設ける場 合には 3.3㎡/人、 災害対策を県条例の 基準に合わせる	国の基準どおり	国の基準どおり
	埼玉県川越市	児童 3.3㎡/人	児童 3.3㎡/人	国の基準どおり	国の基準どおり	0歳児 5㎡/人 1歳児 3.3㎡/人	児童 3.3㎡/人	国の基準どおり
	神奈川県横浜市	保育室を2階以上 に設ける場合は、 耐火建築物等	保育室を2階以上 に設ける場合は、 耐火建築物等	保育室を2階以上に 設ける場合は、耐火 建築物等	保育を行う専用の 部屋は1階が原則、 部屋は9.9㎡以上	児童 3.3㎡/人、 保育所が2階、3階 にあり屋内に避難階 段を設置する場 合には、バルコニー等 を通じて連絡すること	国の基準どおり	国の基準どおり

※定員20名以上の事業所内保育事業については定員が保育所と同等となることから、国が今回示した省令においても国の「保育所の設置基準」と同等の基準を求めているが、茨城県の条例に規定する「保育所の設置基準」においては、“乳児室とほふく室を一の施設で設ける場合”と“災害対策”について国より厳しい基準を規定しているため、茨城県条例の基準に合わせるもの。

	保育所の基準 (国)	小規模保育事業			家庭的保育事業 (5人以下)	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業 (1対1基本)
		A型(6~19人) 保育所分園に近い 類型	B型(6~19人) 中間的な類型	C型(6~10人) 家庭的保育に近い 類型		定員20人以上	定員19人以下	
給食 【従う】	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 ※連携施設からの搬入可 調理設備 調理員	自園調理 ※連携施設からの搬入可 調理設備 調理員	規定なし				
	◆本市の基準(案)	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり
	本県の他市	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり	国の基準どおり
	神奈川県横浜市	調理設備については、衛生的で、保育室と区画されていること。また、幼児用以外に手洗い設備を設置すること。	調理設備については、衛生的で、保育室と区画されていること。また、幼児用以外に手洗い設備を設置すること。	調理設備については、衛生的で、保育室と区画されていること。また、幼児用以外に手洗い設備を設置すること。	調理設備については、衛生的で、保育室と区画されていること。また、幼児用以外に手洗い設備を設置すること。	調理設備については、衛生的で、保育室と区画されていること。また、幼児用以外に手洗い設備を設置すること。	国の基準どおり	国の基準どおり

※その他の主な独自基準

【運営に関する基準】

- ◆暴力団を排除する項目を追加する。【長崎市, 奈良市, 厚木市等多数】
- ◆施設には責任者を置く。(国基準: 規定なし) 【横浜市】
- ◆利用定員20名以上の施設については、障害者雇用の促進と安定を図るよう努めることを規定する。【八王子市】
- ◆障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達を推進するよう努めることを規定する。【八王子市】
- ◆研修について外部その他適切な研修の機会を確保しなければならないこととする。【八王子市】
- ◆職員に対する虐待防止研修等の実施を義務付ける。【八王子市】